

事業計画書

はじめに

公益財団法人移行に伴って、事業団の事業は社会福祉事業（公益目的事業）と介護事業（収益事業）に大きく分けられることとなったが、いずれにおいても市民福祉の向上に寄与するという事業団の目的を果たすために、引き続き社会福祉施設の管理運営及び各種社会福祉事業を円滑に行っていく。

このことは、事業団の事業活動が広く市民の利益増進に寄与するという公益財団法人の社会的な役割を果たすことにつながる事となる。

平成26年度も「社会福祉事業」として、社会福祉施設の管理運営等の施設貸与事業及び社会福祉に関する各種講座や教室、相談支援等を実施し、「介護事業」として、在宅で暮らす要介護高齢者や障がい者及びその家族の支援を行っていく。

公益目的事業である「社会福祉事業」と収益事業である「介護事業」を事業団の車の両輪として事業運営に努めることで、法人の安定した経営を実現し、社会への継続的な貢献を図っていく。

[事業の構成]

○社会福祉事業（公益目的事業）

1. 施設貸与事業

（老人福祉施設、児童厚生施設、保育施設、障害者教養文化体育施設、健康福祉施設）

2. いきいきデイクラブ事業

3. ファミリー・サポート・センター事業

4. いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業

5. 障害者相談支援事業

6. 転倒骨折予防事業

7. 温泉療法事業

8. いきいき健康教室事業

○介護事業（収益事業）

1. 指定通所介護事業
2. 指定居宅介護支援事業
3. 障害者生活介護事業

I 【社会福祉事業（公益目的事業）】

基本方針

平成 25 年度に行われたいわき市の公共施設の次期指定管理者募集に申請し、その結果申請した各施設の指定管理者に選定されたことから、平成 25 年度に引き続き施設貸与事業として、老人福祉センター、児童館・児童センター、へき地保育所、いわきサン・アビリティーズ、健康・福祉プラザの管理運営を行っていく。

各施設の管理運営については、施設の利用状況や利用者の意見・要望を勘案し、施設運営に反映させることに努めるとともに、施設設置後の経過年数が長い施設が多いことから、いわき市と連携しながら維持管理にも注力し、市民が常に安全で快適な施設利用をできるように努める。

また、いわき市の委託事業であるいきいきデイクラブ事業、ファミリー・サポート・センター事業、いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業、障害者相談支援事業、転倒骨折予防教室事業も引き続き受託し実施するとともに、管理施設に付随する事業も引き続き行うことによって、これら事業を通じた市民福祉の向上を図っていく。

なお、いずれの施設、事業についても事業団のホームページ等を活用した情報発信を行い、幅広い市民の利用に供することができるように努める。

事業計画

1 施設貸与事業

- ① 老人福祉施設（平・勿来・内郷・四倉の各老人福祉センター及び小名浜老人憩いの家）

地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、各種相談に応じる。

既存の利用者は少しずつ減る傾向があることから、高齢者なら誰でも無料で利用できる施設である点を周知するなど新たな高齢者の利用促進に努める。

② 児童厚生施設（小名浜児童センター、植田・内郷の各児童館）

児童館・児童センターは、子どもたちが健全な遊びを通じて楽しく過ごしながら、子どもの健全育成を図る場として施設の運營業務を実施する。

また、地域における子育て支援や児童健全育成の拠点として、幼児教室及び赤ちゃんサロンを開催し、より多くの子どもや親子が施設を利用できるように努める。

利用促進を図るため、施設で行われる事業や行事を企画する際には子どもたちや保護者の興味関心のある事柄を反映させるなど工夫する。また、市民が児童館を通じて子育て支援や児童の健全育成に携わる機会をつくるため、ボランティアの募集についても広報を随時実施していく。

また、児童厚生施設の機能を活かす事業として、次の事業も平成25年度に引き続き実施する。

ア 児童館地域活動推進事業

主に屋外で、子どもたちと様々な遊びを体験することで、子どもの健康増進や情操を豊かにする目的で行う。

- ・巡回児童館事業
- ・自然体験活動事業
- ・子どもボランティア育成支援事業

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流できる場所を児童館に開設し、子育て支援員を配置して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育成を促進することを目的に実施する。

ウ 児童館ボランティア指導員配置事業

地域との関わりを密接にしながら児童館の事業を展開し、同時に児童の「人との関わり」を持つ機会を増やすために幅広くボランティアを受け入れて、定着を図るために、ボランティア指導員を配置し、ボランティア希望者に対して児童に対する接し方や活動における関わり方について指導等を実施する。

③ 保育施設（永井保育所・桶売保育所）

へき地において保育を要する幼児に対し、家庭養育の補完的機関として幼児の保育を実施する。

④ 障害者教養文化体育施設（いわきサン・アビリティーズ）

障がい者の教養の向上及び健康の増進を図るために、趣味や文化活動、スポーツやレクリエーションなどの活動を行う場として利用者が快適に施設を利用できるよう適切な維持管理に努める。

また、障がい者の利用促進と障がい者の活動への理解を深めてもらうために実施してきた障がい者スポーツの各種大会等を引き続き実施するとともに、小中学校への障がい者スポーツ体験の案内や、障がい者団体及び福祉施設など関係機関等への広報活動など交流を通じた情報発信を行う。

⑤ 健康福祉施設（いわき市健康・福祉プラザ）

ア 温泉利用型健康増進施設（クアハウス）

温泉を利用しながら楽しく健康づくりができる施設であり、各種浴槽や温水プール、トレーニングルームを完備し、運動を普段の生活に取り入れることにより、市民の生活習慣病の予防を支援するとともに、健康運動指導士・温泉利用指導者などの専門家による健康教室を低廉な料金で実施し、誰でも手軽に楽しく健康増進を図れるよう手助けをしていく。

なお、施設の経年劣化が更に進むことが懸念されるので、適宜修繕工事を行うなどの設備管理に留意し、安全で衛生的な環境を提供するとともに、トレーニングマシン等老朽化した設備の更新に加え、**宿泊施設も含め館内のテレビで衛星放送も視聴可能にするなど利用者のサービス及び利便性の向上に努める。**

また、市内の企業に対してDMを発送するなど法人券（法人年間契約）の販売強化を図り、利用者の拡大に努める。

イ 宿泊研修施設

平成26年度においても、今まで以上に工夫を凝らしたサービスに徹するとともに、レストラン業務受託業者との協力体制を強化し、宿泊者に魅力のある食事とサービスの提供を図る。

また、公益目的事業の施設として、市民をはじめ多くの方に保養・休養の場を提供するため、低廉な料金で温泉保養が楽しめる施設として、効率的な広報を行うとともに、**下半期に実施していた宿泊パックを上半期から実施し、利用者拡大に努める。**

いわき市から管理運営を受託している研修施設については、地域社会

の健全な発展のために各種団体などに会議や研修の場として引き続き提供できるよう管理を行う。また同じく受託施設の浴室付大広間については、手軽に温泉を楽しめる施設として、より多く市民の方が利用できるよう適切な施設管理に努める。

2 いきいきデイクラブ事業

老人福祉センター及び老人憩いの家等を会場にして、高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要支援・要介護状態になることの予防を図ることを目的に講座等を実施する。

- (1)運動機能の維持・向上に資する運動
- (2)趣味・創作活動等の自主的な活動の育成・支援
- (3)介護予防に関する知識の普及・啓発

高齢者の参加が継続するよう実施する講座の内容などについては、適宜参加者の意見も聞きながら実施するとともに、新たな参加者が増えるよう紹介等をはたらきかけるなどPRにも努める。

3 ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と行いたい人を会員として登録、組織化して、育児の相互援助活動が行われることで、子育て中の市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる保育環境をつくることを目的として実施する。

- (1)会員の募集、登録
- (2)相互援助活動の調整
- (3)相互援助活動に必要な知識習得のための研修会の企画・開催
- (4)会員相互の親睦を図るための交流会の企画・開催

平成26年度から、より安心・安全に援助活動が実施されるよう協力会員対象の研修会を充実させ、協力会員のスキルアップに努める。

また、相互援助活動が円滑に行われるために会員の拡大に努める。

4 いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業

多くの市民が福祉の問題に関心を持ち、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加することを目的として実施する。

- (1)地域福祉やボランティアに関する啓発講座の企画・開催
- (2)福祉施設等でのボランティア体験活動の企画・開催
- (3)講義内容を周知するための講演記録の編集

平成26年度は、若年層にも関心が持てるようなテーマも組み入れ、より

幅広い市民が参加できるよう努める。

5 障害者相談支援事業

地域における障がい者やその家族からの各種相談に応じ、在宅の障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援することを目的に実施する。

障がい者が抱える問題に応じて、必要な障がい福祉サービスを紹介、利用できるよう相談、助言を行うとともに、申請の代行などを行う。

また、計画相談については、障がい福祉サービスを必要とする障がい者に対して訪問面接による評価を行い、本人の意向を踏まえたサービス利用計画を作成し、障がい者の障害福祉サービス利用につなげていく。

6 転倒骨折予防教室事業

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象としてその予防を図るために、通所型により高齢者の運動機能の向上を目指した運動プログラムを実施する。健康・福祉プラザを会場に、毎週1回、計12回の受講からなる教室を実施する。

教室終了後も、高齢者が自宅で継続して運動できるような運動メニューを指導することにより持続的な効果が期待できる介護予防を図る。

7 温泉療法事業

健康・福祉プラザは、高血圧症や糖尿病などの慢性的な病気の症状の緩和や血栓疾患や脳血管障害の後遺障害等のリハビリなど、様々な効果があるとされる温泉療法が実施できる全国でも数少ない温泉利用型健康増進施設であることから、温泉療法医と連携して温泉療法を実施するとともに、健康・福祉プラザでの温泉療法の実施内容の周知に努める。

8 いきいき健康教室事業

健康・福祉プラザの温泉利用型健康増進施設（クアハウス）のプールなどを活用して、当館トレーナーが講師となり「シルバーコース」、「シェイプアップコース」、「水中運動コース」の3つの教室を開催し、市民の健康増進に寄与する。

Ⅱ【介護事業（収益事業）】

基本方針

平成 25 年度に引き続き、いわき市健康・福祉プラザにおいて、指定通所介護事業と指定居宅介護支援事業を実施し、いわき市障害者生活介護センターにおいて障害者生活介護事業を実施する。

これら介護事業は、事業団の収益事業として、事業団全体が安定した運営を行っていくために財務面での重要な役割も担うことから、職員を積極的に研修等に参加させることで職員全体のスキルアップを図り、利用者一人ひとりのニーズに的確に対応するとともに、関係機関との連携を密にすることで一層の利用促進を図り、事業運営の効率化と安定的な収益の確保に努める。

事業計画

1 指定通所介護事業所（老人デイサービス事業）

通所介護事業所では、利用者が可能な限り、在宅においてその能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者それぞれの要望、目的に合ったサービスを提供し、利用者やその家族に満足していただけるような事業を実施する。

平成 26 年度においては、地域の関係機関、介護支援専門員との連携を図り、新規利用者の受け入れ、現利用者の利用回数の増加を積極的に働きかけるとともに、レクリエーション活動や季節の行事等を充実させ、魅力ある施設をめざすとともに、適正な人員を配置と安定的なサービスの提供ができる環境を整え、利用者拡大及び収入増を図る。

2 指定居宅介護支援事業所（ケアプラン作成等）

居宅介護支援事業所では、介護を必要とする方の相談を受け付け、その方の抱える問題点や改善点について、関係機関、サービス提供事業者と連携し、適切な解決策を提案し、それに基づいたケアプランを作成する。

また、行政やサービス提供者との連絡調整を行い、ケアプランが有効に実施されるよう管理する。

さらに、体制を強化し地域包括支援センターや関係機関との連携を蜜に

して新規利用者の受け入れを積極的に行い、利用者の増員を図る。

3 障害者生活介護事業（障害者生活介護センター）

在宅で暮らす障がい者に対する日帰り介護サービスを提供するとともに家族の介護負担軽減を図り、障がい者の地域生活を支援する。

若年障がい者の機能訓練意識が高いことから、今後も、主治医・理学療法士等との情報の共有を図り、リハビリテーションを実施する。

利用者に対して良質のサービスを提供することに努め、利用者やその家族の方の満足度向上を図る。

また、新たな利用希望者についても要望等を傾聴し、新規の利用拡大に努める。

Ⅲ【管理部門（法人会計）】

1 業務執行体制等

公益財団法人へ移行し、新しい法律や仕組みの中での法人運営がスタートして1年が経過したが、決算にかかる手続きや事務処理は、実質平成26年度での作業になる。公益認定に関する諸条件を踏まえた重要な事務手続きとなることから、専門家の指示・助言を得ながら行政庁に対する初年度の定期報告を行う。

更に、引き続き公益法人関連三法や事業団の定款に基づくルールを遵守し、円滑な管理事務の遂行に努めるとともに、公益財団法人としてコンプライアンス重視の組織づくりを進めるため、職員一人ひとりへの啓発に努める。

2 情報開示

事業団の事業計画や事業報告、決算に関する財務諸表などの公開はもちろん、運営する事業の内容などについてもインターネットなどを通じて情報を発信することに努め、引き続き法人運営全般に関して公益財団法人に相応しい透明性の確保に努める。